

大飯原発3・4号機の再稼働中止と高浜3・4号機の運転停止を求める 質問・要請書

「大飯原発の基準地震動は、まだ許可を出すべきではないと言うことでしょうか」（弁護士）
「そのとおりです。必要な審査がまだ行われていません」（原子力規制委員会前委員長代理島崎邦彦 証言）

*2017年4月24日 関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転差し止め訴訟控訴審の原子力規制委員会前委員長代理島崎邦彦証言。

京都府知事 山田啓二 様

日頃より京都府民の安全な暮らしを守るためにご尽力いただき、ありがとうございます。

高浜原発は福井県知事と高浜町長の下承だけで再稼働しています。6月14日の避難計画を案ずる関西連絡会などと原子力規制庁との間の交渉で規制庁は、クレーン倒壊問題に関して関電の対策は保安検査では確認しない、又、風だけでなく地震によるクレーン倒壊の評価・対策は関電がやるべきだと述べました。

この6月14日の市民との規制庁交渉で規制庁は、高浜3・4号の審査・許可時（許可は2015年2月）とは、大型クレーンの工事等で状況は変わっていると認めながら、地震によるクレーン倒壊については審査しないと主張したのです。又、クレーンは常設設備・構造物ではなく一時的な設備なので、基準や審査とは関係がないと主張しました。しかし、その後の国会議員への回答では規制基準は常設設備・構造物以外は除くという記載を示すことが出来ず、クレーンも規制対象に該当することが明らかになりました。

クレーン倒壊については重要な問題なので、風の影響について関電に報告をさせながら、地震については同じ姿勢で報告を求めていることは、京都府の高浜発電所に係る地域協議会幹事会で取り上げられた地震によるクレーン倒壊の懸念に答えていないこととなります。高浜3・4号機の安全上重要な設備のいくつかについて、設置変更許可時（2015年2月12日）には想定していなかったリスクが、クレーン倒壊事故によって明らかになりました。高浜原発の運転は続けるべきではありません。

一方、関電は大飯原発3・4号機をこの冬にも再稼働しようとしています。原子力規制委員会前委員長代理島崎邦彦氏は大飯原発3、4号機の運転差し止め訴訟控訴審で4月24日証言台に立ち、大飯原発の地震動評価は過小評価であるため、大飯原発は許可するべきでない証

言っています。更に最近浮上したことは、国はデータ改ざんまで利用して現在の地震動評価を守ろうとしていることです。

大飯原発で大事故が起これば京都府の避難人口の方が福井県の人口を上回るにも係わらず、関電は京都府に対し同意権を認めず、国もこれについて京都府の主張に答えていません。

大飯原発が再稼働すれば、大飯原発と高浜原発の両方が稼働していることになり、両方が同時に事故を起こした場合の避難計画が必要となりますが、これは策定されていません。

質 問 事 項

(高浜原発クレーン倒壊問題について)

1. 京都府は北部の市町から地震によるクレーン倒壊問題に関して問い合わせを受けましたか？どの市町から、どのような内容でしたか？また、京都府は地震を含むクレーン倒壊問題に関して関電に問い合わせたとのことですが、問い合わせた内容と関電の回答を示してください。また、この問題に関して国に問い合わせましたか？問い合わせしていない場合、その理由を示してください。
2. この間浮上した高浜原発の地震も含めたクレーン倒壊問題につき、協議会幹事会で何時どのように取り上げますか？
3. 関電はクレーン倒壊問題で福井県に対し京都府より詳しい報告を提出・説明しています。今後、福井県と同じレベルの情報を京都府も受けるよう関電に求めますか？

(大飯原発避難計画について)

4. 大飯原発に関する安全協定の議論が始まっていますが、立地並みに、再稼働の同意権について盛り込むべきです。これについて京都府はどのように主張して行きますか？
5. 安全協定の議論では、同じUPZ圏でありながら、おおい町に隣接するかないかで関電が連絡方法を区別する点等に疑問が出されました。府はこれまでも関電との協議で、UPZのあるすべての自治体に同じ対応をとるよう求めてきました。他府県で協定締結を隣接自治体に限ってきたことを理由に、関電が受け入れていない状況に対し、京都府はどのように同じ対応が取られるよう関電と交渉を続けますか？
6. 京都府や関西広域連合は、これまで国に対して「同意を求める自治体の範囲」や、安全協定について「事業者の自主的な取組に任せることなく、対象自治体の範囲、協定に定

めるべき基本的な内容の基準を定める」ように求めています。国からの回答はあったのですか？明確な回答を求めるべきではないですか？求めない場合、理由を示してください。

7. 高浜原発と大飯原発の同時事故を想定した避難計画を作成すべきです。滋賀県は両原発で同時に事故が起きた場合の避難計画の必要性を認めています（7月12日 避難計画を案ずる関西連絡会との面談時）。京都府としても、両原発での同時事故について避難計画が必要だと判断していますか？
8. 大飯原発の再稼働について、市町の区長等に限るのではなく、府民が参加できる住民説明会を開き、府民の意見を聞いて再稼働を判断すべきです。これについての京都府の姿勢を示してください。
9. 7月20日に行われたおおい町住民説明会で、内閣府は資料として「大飯地域における原子力防災について」を配布し説明しました。その資料28頁では、おおい町PAZ住民の避難経路が書かれています。
 - ・記載されている3つの避難経路について、京都府として了承しているのですか？
 - ・京都府民のスクリーニング場所や避難経路と重なることはないのですか？
 - ・特に、府道・県道1号→国道27号→国道173号の経路では、丹波自然運動公園がスクリーニングの候補地になっているのですか？
10. 大飯原発のUPZにあたる5市町（舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市）で、安定ヨウ素剤が備蓄されている箇所数と場所を、各市町ごとに示してください。

（大飯原発再稼働問題について）

11. 原子力規制委員会前委員長代理島崎邦彦氏は、「入倉・三宅式」を用いた関電の基準地震動の評価は過小評価になっている、実際に起こるよりも小さい揺れを予測することになると、必要な審査がまだ行われていないので許可を出すべきでないと言っています。京都府はこの証言を承知していますか？また、国はデータ改ざんまで利用して「入倉・三宅式」を守ろうとしていることを承知していますか？

（火山問題について）

12. 原子力規制委員会は、非常用ディーゼル発電機のフィルター目詰まりの評価で用いられている火山灰濃度が現実合わないことから、検討を重ねた結果、7月19日の会合で100倍規模に引き上げる方針を決めました。大飯原発はこの新しい評価を満たしていないことを京都府は承知していますか？

要 請 事 項

1. 大飯原発3・4号機の再稼働中止を求めてください。
2. 高浜3・4号機の運転停止を求めてください。
3. 原発再稼働の同意権を含む、立地並みの安全協定を求めてください。

2017年8月3日



避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

京都の原発防災を考える会

この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel: 075-701-7223 Fax: 075-702-1952